

公 安 委 員 会	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案について	平成27年5月21日
説明資料No. 1		給 与 厚 生 課

1 規則案の概要等

(1) 改正の趣旨

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）第3条においては、遺族給付金及び障害給付金の調整対象となる公的給付を規定している法令を列挙しているところ、同条第9号に掲げられている少年院法（昭和23年法律第169号）が第186回国会において全面改正され、少年院法（平成26年法律第58号。以下「新法」という。）が成立し、本年3月、同条について、規定順の適正化のため、所要の改正を行った。これに伴い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）を改正するもの。

(2) 規則案の概要

調整対象となる具体的な給付について規定している規則第12条について、規定順の適正化等のため、所要の改正を行うもの。

2 施行期日

新法の施行の日（平成27年6月1日）

3 行政手続法に基づく意見公募手続の必要性

本規則案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号が規定する「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」に該当することから、意見公募手続を経る必要はない。

公安委員会	サイバーセキュリティ戦略本部	平成27年5月21日
説明資料No. 2	第2回会合の開催について	審議官(サイバー対策)

1 サイバーセキュリティ戦略本部

平成27年1月、サイバーセキュリティ基本法に基づき、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に設置

本部長：内閣官房長官

副本部長：情報通信技術（IT）政策担当大臣

本部員：国家公安委員会委員長、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣及び有識者7名

※ 本部の事務は、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が実施

2 開催日時・場所

平成27年5月25日（月）8時30分～9時30分 於 総理大臣官邸4階大会議室

3 主な議題

○ サイバーセキュリティ戦略について

サイバーセキュリティ基本法に基づき、政府における今後3年間程度の基本的な施策の方向性を示す戦略をとりまとめ、パブリックコメントを開始するもの。自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出・発展させ、もって

- ・ 経済社会の活力の向上及び持続的発展
- ・ 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現
- ・ 國際社会の平和・安定及び我が國の安全保障

に寄与することを目的としている。警察としては、以下の取組等を推進。

- ・ 国民・社会を守るためのサイバー犯罪対策
- ・ 重要インフラを守るための情報共有の活性化
- ・ 我が國の安全の確保のための警察等のサイバー対処能力強化

4 今後の予定

- 6月上旬まで：パブリックコメント受付

- 6月下旬：戦略の決定（戦略本部及び閣議決定）及び国会への報告

公 安 委 員 会	川崎市川崎区における死傷者多數を 伴う簡易宿泊所火災の発生について	平成27年5月21日
説明資料No.3		搜 査 第 一 課

1 発生日時等

平成27年5月17日(日)未明 (消防覚知:午前2時10分)

2 発生場所

川崎市川崎区日進町 簡易宿泊所「」

(隣接する簡易宿泊所「」に延焼)

3 死傷者等

- (1) 死者 8名(身元判明 2名、身元不明 6名)
- (2) 所在不明者 7名
- (3) 負傷者17名(宿泊者14名(重傷 6名)、近隣住民 3名)
- (4) 隣接のマンション2棟の外壁及びコインパーキングの駐車車両 6台が一部焼損

4 事案概要

簡易宿泊所(宿泊者44名)から出火、同宿泊所を全焼するとともに、隣接する簡易宿泊所(宿泊者31名、死傷者無し)に延焼し、現場から8名の遺体が発見されるとともに、宿泊客等17名が負傷したもの。

5 捜査状況

神奈川県警察は、消防機関と連携の上、5月18日から所在不明者の捜索、死傷者の身元確認、現場検証による火災原因の究明等所要の捜査を継続実施中である。

公 安 委 員 会	改 正 関 稅 法 の 適 用 に よ る 指 定 薬 物 密 輸 入 事 件 に つ い て	平 成 27 年 5 月 21 日
説明資料No.	4	薬 物 銃 器 対 策 課

警視庁及び東京税関は、合同捜査を実施し、本年5月13日、指定薬物を密輸入しようとした被疑者1名を通常逮捕した。

1 被疑者

住居 東京都国分寺市

職業 会社役員

() (54歳)

2 罪名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反（指定薬物の輸入）

関税法違反（輸入してはならない貨物の輸入未遂）

3 事案の概要等

被疑者は、氏名不詳者と共に謀の上、中華人民共和国から指定薬物を日本国内に輸入することを企て、本年4月5日、同国所在の郵便局から、指定薬物（亜硝酸イソブチル）を含有する液体3本在中のスピード郵便物1個を本邦内被疑者宛に航空便で発送し、本邦内に持ち込み、もって、指定薬物を本邦に輸入するとともに、都内所在の郵便局内の検査場において同郵便局員をして税関職員に当該郵便物を提示させて検査を受けさせ、もって関税法上の輸入してはならない貨物である上記指定薬物を輸入しようとしたが、その目的を遂げなかつたものである。

4 今後の措置

本件は、指定薬物が関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加されることとなつた改正関税法（本年4月1日施行）を初適用した事案である。

引き続き、財務省（税關局）及び厚生労働省（麻薬取締部）等と連携を図りつつ、指定薬物の水際対策を一層積極的に進めることとしている。

公 安 委 員 会	自動車安全運転センター	平成27年5月21日
説明資料No. 5	評議員の任命の認可について	交 通 企 画 課

1 法人の概要

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）は、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に基づき設立され、自動車の運転に関する研修の実施、運転経歴に係る証明書及び交通事故に関する証明書の交付、交通事故等に関する調査研究等を行っている法人である。

2 評議員の任命

センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされ、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可（長官専決）を受けて、理事長が任命することとされている。

3 今回の認可申請

センターでは、現在15名の評議員を任命しているが、このうち、本年5月及び6月に任期満了となる評議員2名の再任及び任期途中での交代となる評議員1名の就任について、認可申請がなされたため、5月19日付で長官専決により認可した。なお、任期途中での交代の場合、任期は前任者の残任期間とされている。

- 矢代 隆義 （一般社団法人日本自動車連盟副会長）
※ 任期 平成27年6月1日から平成29年5月31日までの2年間
- 永塚 誠一 （一般社団法人日本自動車工業会副会長・専務理事）
※ 任期 平成27年6月2日から平成29年6月1日までの2年間
- 田口 芳克 （全国共済農業協同組合連合会全国本部自動車部長）
※ 任期 平成28年3月17日まで（任期途中での交代）

公 安 委 員 会	邦人殺害テロ事件の対応に関する 検証委員会検証報告書について	平成27年5月21日 国際テロリズム対策課
説明資料No. 6		

1 経緯

シリアにおける邦人殺害テロ事件の対応に関する検証を行うため、本年2月10日以降、有識者からのヒアリングも行いつつ、計5回にわたり、内閣官房や関係省庁の局長級職員により構成される検証委員会を開催。

2 概要（警察関連部分は別紙のとおり）

邦人殺害テロ事件への対応を時系列ごとに3段階に分け、それぞれの冒頭において事実関係を整理した上で、個別の論点ごとに「政府による評価・検討」及び「有識者との議論における指摘及び課題」を記載。

【時系列①】8月の行方不明発覚から12月3日までの対応

〈個別の論点〉

- 邦人の渡航を防ぐことはできなかったのか。
- 政府内の体制構築は十分であったか。
- 情報収集・分析は十分であったか。

【時系列②】12月3日から1月20日の動画公開までの間の対応

〈個別の論点〉

- 情報収集・分析は十分であったか。
- 被害者の救出に向けた措置及び政府内の体制構築は十分であったか。
- 御家族への対応は適切であったか。
- 総理の中東訪問のタイミング及びスピーチの表現は適当であったか。

【時系列③】1月20日の動画公開後の対応

〈個別の論点〉

- 政府内の体制構築は十分であったか。
- 情報収集・分析は十分であったか。
- 被害者の救出に向けた措置は適切であったか。
- 情報発信は十分かつ適切であったか。
- 御家族への対応は適切であったか。
- 事件を受け、邦人保護のための措置を適切にとったか。

3 今後の予定

5月21日午後2時 第5回検証委員会（有識者との合同会合）

同 日午後5時 内閣官房による記者ブリーフィング実施